

## 常陸大宮市内で土砂等の埋立て等を行う方へ

(事前にご確認ください)

※常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に伴い、  
内容の一部を変更しています(令和7年4月1日施行)

市内で3,000m<sup>2</sup>以下の土砂等による土地の埋立て等を行う場合、「常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(以下「市条例」という。)に基づく市の許可が必要となります。3,000m<sup>2</sup>超の場合は、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づく県の許可が必要です。

### 事前確認 1

埋立て等区域の面積や場所によっては、他法令の許可等が必要になる場合があります。以下を確認してください。

確認後、次頁の**事前確認 2**に進ってください。

○埋立て等区域の土地の地目が農地

⇒ 市農業委員会または農林振興課の許可届出が必要です(5頁参照)

○埋立て等にあわせて地域森林計画の対象林の伐採を行う

⇒ 農林振興課へ届出が必要です(5頁参照)

○埋立て等区域が道路等の公共用地に隣接している

⇒ 公共用地管理者の協議が必要です(6頁参照)

○埋立て等区域の面積が1,000m<sup>2</sup>以上

⇒ 都市計画課の同意等が必要になる場合があります(6頁参照)

○その他

⇒ 埋蔵文化財の所在の有無については、文化スポーツ課で確認。

**注意** 上記以外の法令に該当する場合があります。

## 事前確認 2

次に、適用除外規定に該当するか確認してください。以下に掲げる土地の埋立て等については、市条例を適用しません。

確認後、次頁の事前確認 3 に進んでください。

- (1) 事業地内での切土盛土
- (2) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的とした 1,000 平方メートル未満の土地の埋立て等
- (3) 国、地方公共団体等が行う土地の埋立て等
- (4) 他の法令の規定による許可等で行われる土地の埋立て等
- (5) その他、規則で定める土地の埋立て等

※詳しくは 4 頁参照

## 注 意

市条例の適用除外であっても、県条例の適用除外に該当しない場合、県へ届出が必要です。

### 【県条例の適用除外の例】

- ・事業地内での切土盛土
- ・公共事業として行う埋立て等
- ・採石場や砂利採取場の埋め戻し
- ・運動場、駐車場等の管理行為等

※別添「茨城県で土地の埋立て等を行う方へ（チラシ）」参照

### 事前確認 3

最後に、埋立て等の流れを確認してください。

#### 1. 適用除外規定に該当しない場合は許可が必要

土地の埋立て等に用いる土砂等は、茨城県内から発生し直接搬入するものに限られます。

#### 2. 事前協議書の提出

許可申請の前に、埋立て等の計画について事前に協議。9 頁参照

#### 3. 周辺関係者への説明

事前協議が終了したら、周辺関係者へ埋立て等の計画について説明会を開催。  
埋立て区域から概ね 3 0 0 m 以内の居住者及び事業所が対象。9 頁参照

#### 4. 保証金の預入及び許可申請書の提出

保証金の預入れ手続きについては、11 頁参照

保証金以外に、別途許可申請手数料を納付していただきます。14 頁参照

許可の基準の詳細については、15 頁以降を参照

#### 6. 許可後、着手届の提出

施工管理者の設置し着手届を提出。現地に標識を掲示して埋立て。

#### 7. 埋立て完了後に完了届を提出

計画通り埋立てが行われたか市が確認。土砂搬入時に市道の破損がないか確認。

#### 8. 保証金の返還

申請時に預け入れた保証金を返還。

市道に破損があった場合は、保証金を使い市が復旧します。

埋立て等の手続きについては、フロー図（8 頁から）を確認してください。

適用除外規定についての詳細（事前確認2関係）

(1) 事業地内での切土盛土とは

土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの

(2) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的とした 1,000 平方メートル未満の土地の埋立てとは

自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築しようとする者が行う、建築許可及び建築物の確認を受けて行う 1,000 平方メートル未満の土地の埋立て等

(3) 国、地方公共団体等が行う土地の埋立て等（詳細は施行規則参照）

(4) 他の法令の規定による許可等で行われる土地の埋立て等とは

- ① 採石法、砂利採取法の規定により認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
- ③ 土壤汚染対策法に基づく実施措置として行う土地の埋立て等又は同法の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等

(5) その他、規則で定める土地の埋立て等とは

- ① 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- ② 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等
- ③ 農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて(平成3年農管第600号農地部長通知)第3第2項の規定による同意を得た農地改良協議に際し用いることとした土砂のみを用いて行う土地の埋立て等
- ④ 土地の埋立て等に用いる土砂等が市内において発生したもので、土砂等が当該場所から直接搬入され、埋立て等区域の面積が 500 平方メートル未満の土地の埋立て等
- ⑤ 宅地の分譲又は集合住宅、事務所、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設その他これらに類する施設の建築を目的とした土砂等の埋立て等であって、平均的な高さが 50 センチメートル未満のもの

「○埋め立てる土地の地目が農地」について

埋め立てる土地の地目が田や畑など農地の場合、市農業委員会及び農林振興課の許可届出が必要になる場合があります。

□市農業委員会

- ・農地法 4 条 農地の権利移転。
- ・農地法 5 条 農地の権利移転と転用。

□農林振興課

- ・農業振興地域の整備に関する法律  
農業振興地域に該当しているか確認して下さい。

注 意

※農地法第 4 条及び第 5 条の許可を受けても、「市条例」の許可が必要です。  
ただし、以下については、適用除外になります。

農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて(平成3年農管第600号農地部長通知)第3第2項の規定による同意を得た農地改良協議に際し用いることとした土砂のみを用いて行う土地の埋立て等。4 頁（5）③と同じ。

「○埋立て等にあわせて地域森林計画の対象林の伐採を行う」について

地域森林計画の対象林を伐採し埋立て等を行う場合、農林振興課へ届出が必要です。

□農林振興課

- ・森林法  
保安林、地域森林計画の対象林に該当しているか確認して下さい。

「○埋立て等区域が道路等の公共用地に隣接している」について

道路や水路などの公共用地に隣接している土地の埋立て等を行う時は、その土地の利用計画に応じて、許認可等が必要になる場合があるので、公共用地管理者と協議してください。

□土木建設課

・道路法

道路占用

施工承認

・法定外公共物の管理に関する条例

使用許可

※法定外公共物とは、里道又は水路と呼ばれるもの

※公共用地の管理者は上記以外の場合もあるので、生活環境課へ確認して下さい。

「○埋立て等区域の面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上」について

都市計画区域内での 1,000m<sup>2</sup> 以上の埋立て、または、都市計画区域外での 3,000m<sup>2</sup> 以上の埋立ては、都市計画課の同意、または茨城県の許可等が必要になります。

□都市計画課

・常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例

・都市計画法

・茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱

## 保証金制度について

土地の埋立て等を起因とする公共施設の破損及び土砂等の流出や崩落等の災害発生時の現状復旧を保証するため、保証金制度を導入しています。

この制度は、埋立て行為に係る土砂等の運搬、崩落、飛散又は流出により周辺環境に損害を与えた場合に備え、原状回復の費用を担保するものとして、市に保証金を預け入れる制度です。

申請者は事前協議後に、保証金を金融機関に預け入れする必要があります。

保証金の額は、事業に用いる土砂等の量 1 立方メートル当たり 1,000 円と、搬入搬出に使用する市道等の面積 1 平方メートル当たり 5,000 円を合計した金額です。

### 【例】

道路幅 5 m の市道を 100 m 通行して埋立て等区域まで運搬し、1,000m<sup>3</sup> の土砂等で埋め立てる場合。

①埋立て等事業に用いる土砂等の量

$$1,000\text{m}^3 \times 1,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$$

②市道面積

$$5 \text{ m (道路幅)} \times 100\text{m (延長)} \times 5,000 \text{ 円} = 2,500,000 \text{ 円}$$

①と②を合計した金額が保証金の額

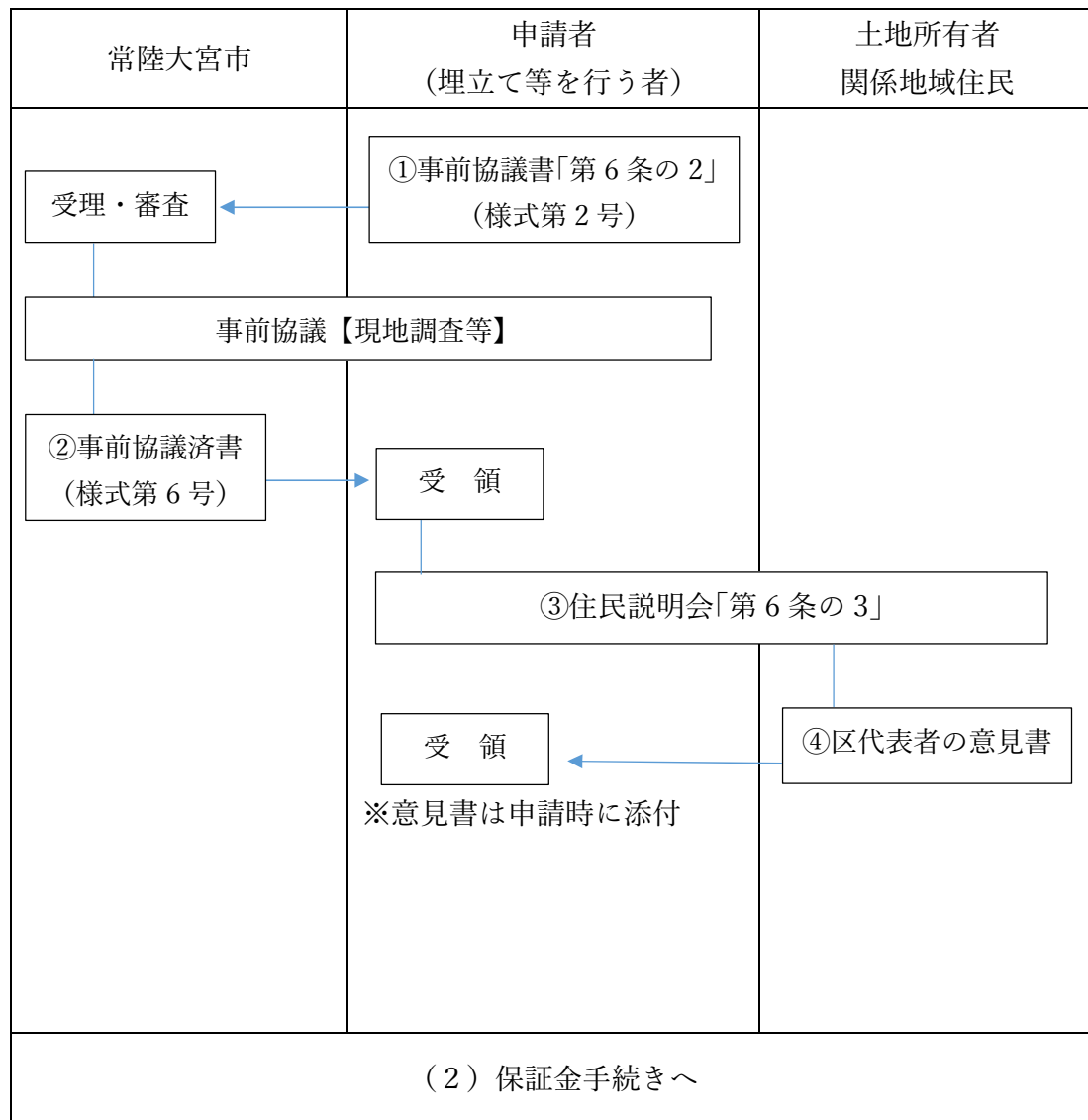
$$1,000,000 \text{ 円} + 2,500,000 \text{ 円} = \underline{3,500,000 \text{ 円}}$$

※市道の面積は、道路台帳に記載している標準的な道路幅と延長で算出します。

※道路台帳に、道路幅の記載がない場合は、現地を実測し算出します。

## 埋立て等の手続きフロー図

### (1) 事前協議・住民説明会



## 事前協議・住民説明会

土地の埋立て等の許可申請（変更許可申請）を行う前に、あらかじめ土地の埋立て等の計画について、市と事前協議が必要になります。

事前協議書を市へ提出するとともに、埋立て等区域の周辺関係者に対して説明会を開催し、理解を得るようにしてください。

### ①事前協議書の提出「第 6 条の 2」

「土地の埋立て等に関する事前協議書」（様式第 2 号）の提出部数は正副 2 部。

添付書類とともにフラットファイル等で製本し、インデックス等で身出しを付ける。

行政書士が申請を代理する場合、委任状を添付する。

### ②事前協議済書の受領

事前協議が終了後、「土地の埋立て等に関する事前協議済書」（様式第 6 号）が市より通知される。事前協議済書の有効期限は、通知日から 90 日間とし、期限内に許可申請する。

### ③住民説明会「第 6 条の 3」

埋立て等区域の周辺関係者に対して、説明会を開催。周辺関係者については以下。

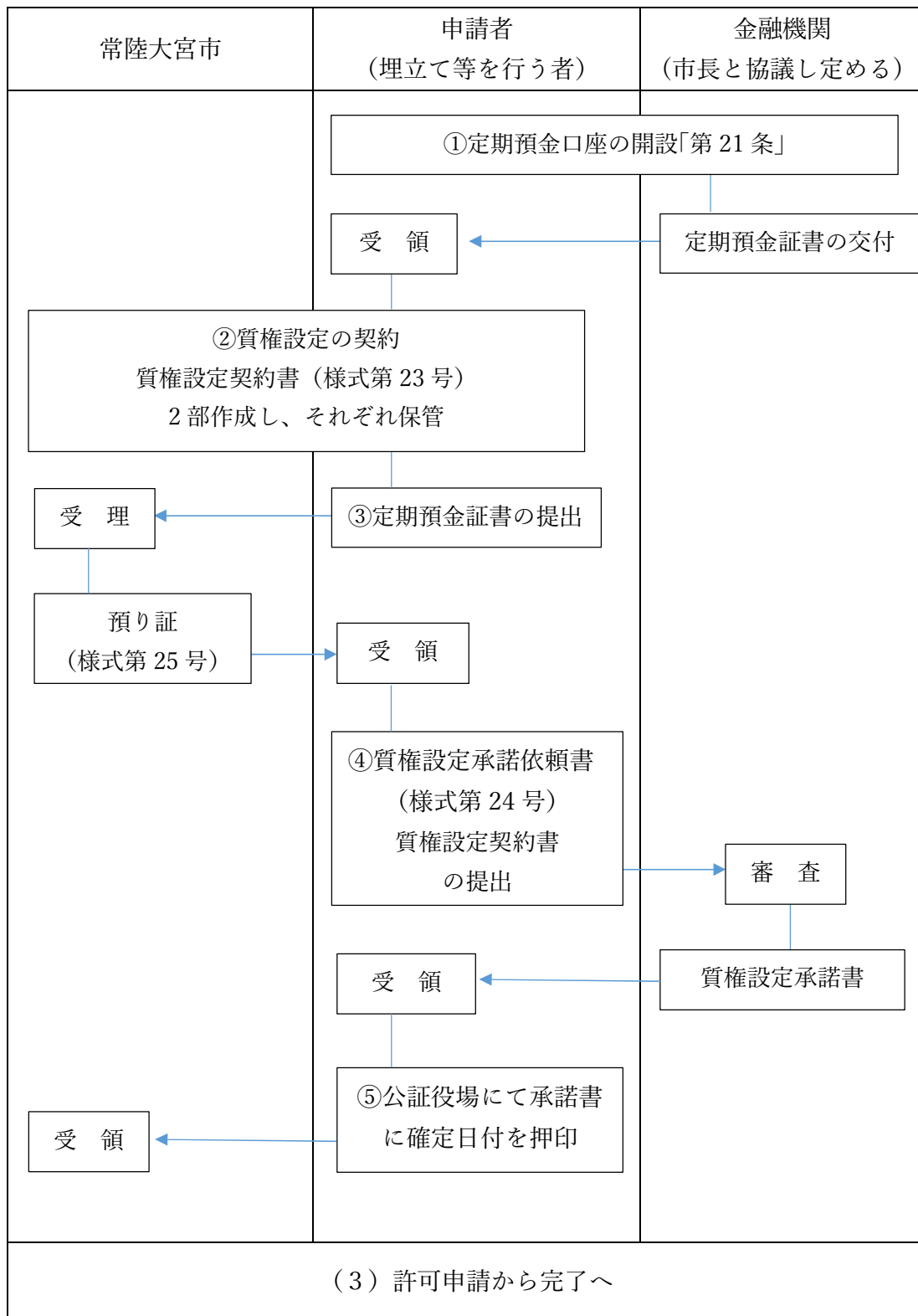
- (1) 埋立て等区域の境界線からおおむね 300 メートル以内の区域の土地所有者、居住者、事業所
- (2) 埋立て等区域を包含する区の住民
- (3) 埋立て等区域を包含する区の代表者
- (4) その他当該土地の埋立て等の関係人であって市長が指定する者

### ④区代表者の意見書を受領

周辺関係者へ説明・周知した後、「区の代表者の意見書」を作成してもらう。

「区の代表者の意見書」は許可申請書に添付する。

(2) 保証金手続き



## 保証金手続き

### ①定期預金口座の開設「第 21 条」

申請者は、保証金を市長と協議して定めた金融機関に、申請者名義で定期預金により預入。

### ②質権設定契約

預入された定期預金に、市を質権者とする質権を設定するため「質権設定契約書」（様式第 23 号）を作成し、契約締結。

### ③定期預金証書の提出

質権設定契約後に定期預金証書を市へ提出。市から「預かり証」（様式第 25 号）を交付。

### ④質権設定の承諾

金融機関から質権設定の承諾を得るために「質権設定承諾依頼書」（様式第 24 号）を作成し、「質権設定契約書」（様式第 23 号）とともに金融機関へ提出。

金融機関の審査が終了し、承諾を得ると「質権設定承諾書」が発行される。

### ⑤確定日付の取得

金融機関から交付された「質権設定承諾書」を公証役場に持参し、公証法（明治 41 年法律第 53 号）第 11 条の規定により、法務大臣から任命された公証人による確定日付の付与を受けること。

確定日付が押印された「質権設定承諾書」を市へ提出し、保証金手続きは終了。

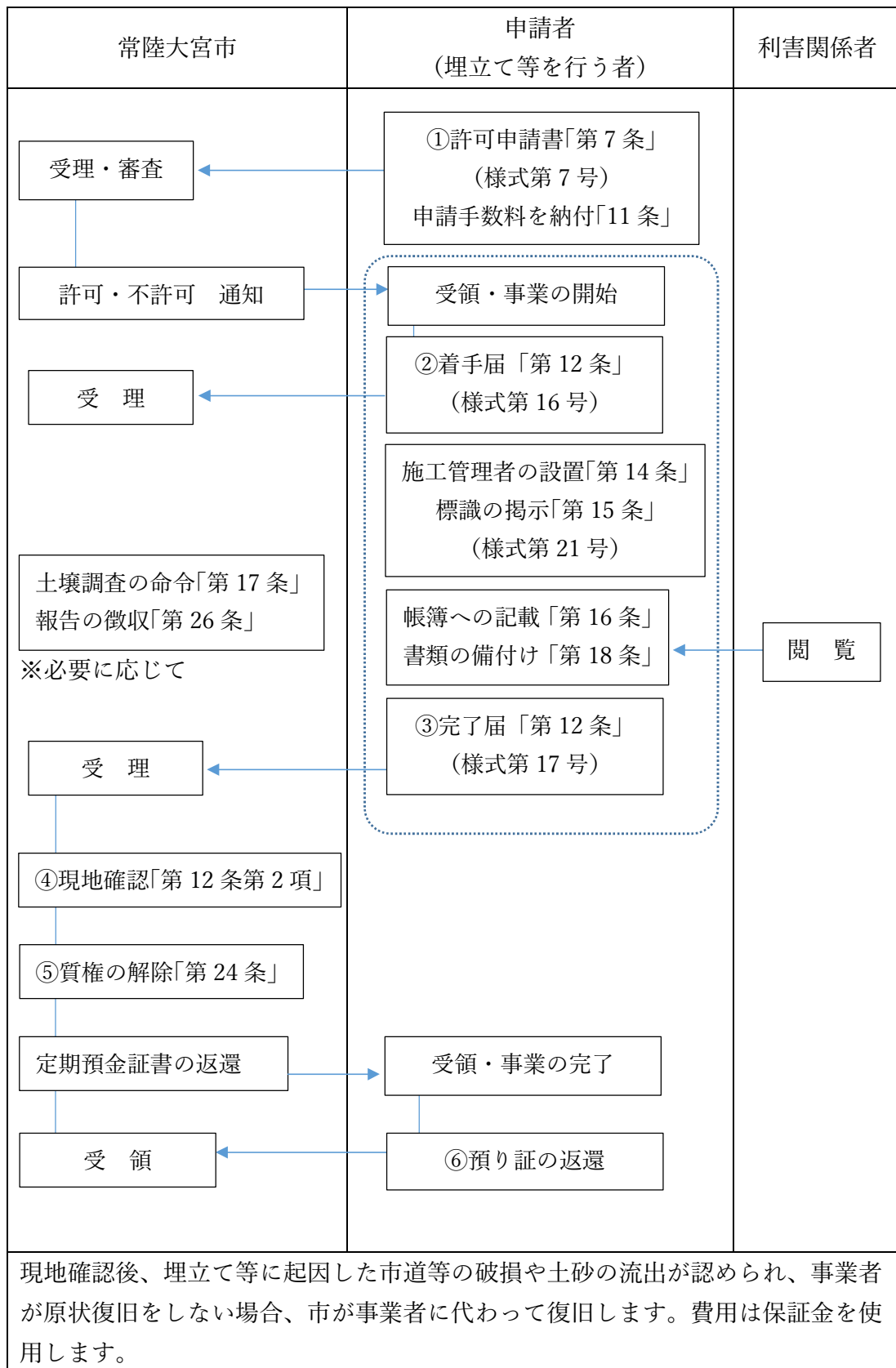
## ※その他

保証金手続きにおいて、必要となる経費については、申請者が負担する。

当該質権設定契約については、定期預金の元本のみが対象となり利息は含まない。

預入された定期預金が満期を迎え、預入先の金融機関の定めるところにより、継続された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が発生する。

(3) 許可申請から完了



## 許可申請から完了

### ①許可申請書の提出「第 7 条」

「土地の埋立て等許可申請書」（様式第 7 号）を提出。作成方法は事前協議と同様。  
あわせて、申請手数料を納付。14 頁参照。

### ②着手届の提出「第 12 条」

許可後に「土地の埋立て等着手届」（様式第 16 号）を提出。

現地には「標識」（様式第 21 号）を掲示する。

土砂等の数量等を帳簿へ記載する。

申請書の写し、帳簿等を事務所（事業所）に備付け、利害関係者に閲覧させる。

### ③完了届の提出「第 12 条」

土地の埋立て等が完了したら、「土地の埋立て等完了届」（様式第 17 号）を提出。

### ④現地確認「第 12 条第 2 項」

申請書に記載した以下計画に適合しているか、市が確認。

- ・「土地の埋立て等の施工に関する計画」（規則別表第 2 関係）
- ・「埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画」（規則別表第 3 関係）

### ⑤質権の解除「第 24 条」、定期預金証書の返還

計画に適合していることを確認したら、当該質権を解除。預かった定期預金証書を申請者へ返還する。

### ⑥預り証の返還

市が発行した「預かり証」（様式第 25 号）を、市へ返還し事業完了。

許可申請手数料について（第 11 条）

土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積により、手数料が変わります。

| 種別        | 土砂等による土地の埋立て等<br>を行う区域の面積      | 手数料の金額        |
|-----------|--------------------------------|---------------|
| 許可申請手数料   | 1,000平方メートル未満                  | 1件につき 13,000円 |
|           | 1,000平方メートル以上<br>3,000平方メートル以下 | 1件につき 28,000円 |
|           |                                |               |
| 変更許可申請手数料 | 1,000平方メートル未満                  | 1件につき 6,000円  |
|           | 1,000平方メートル以上<br>3,000平方メートル以下 | 1件につき 15,000円 |
|           |                                |               |

## 許可の基準について（第 8 条）

次の各号の全てに適合していなければ、許可出来ません。

- (1) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。（規則第 7 条第 2 項、規則別表第 1 及び第 1 の 2） 16~19 頁参照
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等が県内において発生したものであり、当該発生した場所から直接搬入されるものであること。
- (3) 土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。（規則別表第 2） 19~20 頁参照
- (4) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。（規則別表第 3） 20~21 頁
- (5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 5 号アからツまでに掲げる者
  - イ この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ウ 第 19 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
  - エ 第 19 条第 1 項の規定による許可の取消処分に係る常陸大宮市行政手続条例第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 12 条第 1 項第 3 号の規定による廃止の届出をした者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
  - オ エに規定する期間内に第 12 条第 1 項第 3 号の規定による廃止の届出があった場合において、エの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
  - カ 第 19 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - キ 第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者
  - ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからキまでのいずれかに該当する者

- ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 個人で規則で定める使用人のうちにイからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

規則第7条第2項

土砂等の性質に係る基準については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土に該当する土砂等(当該土砂等にセメント又は石灰を混合し、科学的に安定処理したものを除く。)であって、かつ、当該土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げるとおり。

別表第1(第6条、第7条関係)

| 項目                     | 基準値                        | 測定方法                                                                                                                                                             |
|------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム                  | 検液1リットルにつき<br>0.003ミリグラム以下 | 日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法                                                                                                                   |
| 全シアン                   | 検液中に検出されないこと。              | 規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法                                             |
| 有機 <sup>ダイオキシン</sup> 燐 | 検液中に検出されないこと。              | 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法) |
| 鉛                      | 検液1リットルにつき<br>0.01ミリグラム以下  | 規格K0102の54に定める方法                                                                                                                                                 |
| 六価クロム                  | 検液1リットルにつき<br>0.05ミリグラム以下  | 規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法。ただし、規格K0102の65.2.6に                                                                                                       |

|                             |                                                                                  |                                                                                                         |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                                                                                  | 定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。                                        |
| 砒素                          | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満 | 検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法 |
| 総水銀                         | 検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下                                                          | 昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法                                                                                 |
| アルキル水銀                      | 検液中に検出されないこと。                                                                    | 昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法                                                              |
| PCB                         | 検液中に検出されないこと。                                                                    | 昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法                                                                                 |
| 銅                           | 埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満                         | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に定める方法                                                 |
| ジクロロメタン                     | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下                                                            | 規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法                                                                           |
| 四塩化炭素                       | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下                                                           | 規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法                                                               |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下                                                           | 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法                                                              |
| 1, 2—ジクロロエタン                | 検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下                                                           | 規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法                                                                    |
| 1, 1—ジクロロエチレン               | 検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下                                                             | 規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法                                                                           |

|                  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1, 2—ジクロロエチレン    | 検液1リットルにつき<br>0.04ミリグラム以下  | シス体にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス対にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法                                                                                                                                                                                   |
| 1, 1, 1—トリクロロエタン | 検液1リットルにつき1<br>ミリグラム以下     | 規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                        |
| 1, 1, 2—トリクロロエタン | 検液1リットルにつき<br>0.006ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                        |
| トリクロロエチレン        | 検液1リットルにつき<br>0.01ミリグラム以下  | 規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                        |
| テトラクロロエチレン       | 検液1リットルにつき<br>0.01ミリグラム以下  | 規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                                                                                                                                        |
| 1, 3—ジクロロプロペン    | 検液1リットルにつき<br>0.002ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法                                                                                                                                                                                                                                    |
| チウラム             | 検液1リットルにつき<br>0.006ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法                                                                                                                                                                                                                                          |
| シマジン             | 検液1リットルにつき<br>0.003ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法                                                                                                                                                                                                                                   |
| チオベンカルブ          | 検液1リットルにつき<br>0.02ミリグラム以下  | 昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法                                                                                                                                                                                                                                   |
| ベンゼン             | 検液1リットルにつき<br>0.01ミリグラム以下  | 規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                                                                                                                                                                    |
| セレン              | 検液1リットルにつき<br>0.01ミリグラム以下  | 規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法                                                                                                                                                                                                                                   |
| ふっ素              | 検液1リットルにつき0.8<br>ミリグラム以下   | 規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い, 規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の |

|            |                       |                                                                                                                                            |
|------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |                       | 34.1.1c)(注 <sup>(2)</sup> )第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |
| ほう素        | 検液1リットルにつき1.0ミリグラム以下  | 規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法                                                                                                             |
| 1, 4-ジオキサン | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法                                                                                                                    |

別表第1の2(第6条, 第7条関係)

| 項目        | 基準値    | 測定方法                                |
|-----------|--------|-------------------------------------|
| 水素イオン濃度指数 | 4以上9未満 | 地盤工学会基準JGS0211—200<br>「土懸濁液のpH試験方法」 |

別表第2(第7条関係)

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において、土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表のとおりとする。

| 土地の埋立て等の高さ | のり面の勾配                       |
|------------|------------------------------|
| 5メートル以下    | 垂直1メートルに対する水平距離が2.0メートル以上の勾配 |

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。

- 5 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 6 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 7 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3(第7条関係)

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地の埋立て等を行う期間 | 土地の埋立て等を行う期間は、6月以内とすること。ただし、土地の埋立て等を行う期間が6月を超える場合において、当該土地の埋立て等の施工上やむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 管理体制         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</li> <li>2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</li> <li>3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。</li> <li>4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。</li> <li>5 土砂等の埋立て等区域への搬入は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までとすること。</li> </ol> |
| 飛散流出対策       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんについては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</li> <li>2 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</li> <li>3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠<sup>きよ</sup>その他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</li> </ol>                                                                                                                              |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 騒音振動対策 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)に規定する特定建設作業に準じること。</li> <li>2 振動に係る規制基準については、振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定建設作業に準ずること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 交通対策   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</li> <li>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</li> <li>3 搬入経路が通学路に当たるときは、市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</li> <li>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</li> <li>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請負業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</li> <li>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請負業者に過積載を行わせないこと。</li> </ol> |
| 事故対策   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</li> <li>2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</li> <li>3 埋立て等区域の地耐力(地盤の支持力及び沈下が生じないことをいう。)については、支持力を評価する試験にあっては平板載荷試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験等を、沈下が生じないことを評価する試験にあっては室内土質試験等をそれぞれ1箇所以上行うこと。ただし、沈下が生じないことの評価については、ボーリング試験又はスウェーデン式サウンディング試験等の結果から推定したものにより代えることができる。</li> </ol>                                                                                                                     |